

藤沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）における目標及び具体的な取組方法の新旧対照表

項目	改正案	現行
<p>1 遊休農地の解消について</p> <p>(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法</p>	<p>① <u>農業委員と推進委員による農地利用状況調査の確実な実施及び適宜の農地見守り等の実施による遊休化のおそれのある農地の早期発見及び情報共有</u></p> <p>⑤ <u>農業水産課と連携した、「遊休農地対策事業」の活用推進</u></p> <p>⑥ <u>農業者との連携による新たな遊休農地解消策の検討</u></p>	<p>① 農業委員と推進委員による農地利用状況調査の確実な実施</p> <p>⑤ 農業委員及び推進委員で構成される遊休農地対策委員会での支援策の検討</p> <p>⑥ 市民（農業者）協同団体による遊休農地の開墾・耕作の推進</p>
<p>2 担い手への農地利用集積について</p> <p>(2) 担い手への利用集積に向けた具体的な取組方法</p>	<p>① <u>農業委員・推進委員が、人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いに参加し、農地の出し手・受け手へのアプローチを行うことにより農地の利用集積を推進</u></p> <p>⑤ <u>障がい者等の社会参加と農業の担い手確保を目的とした農福連携をはじめとして、市民や異業種との連携による担い手支援策の検討と関係機関への要望</u></p>	<p>① 農業委員・推進委員が、人・農地プランなど地域の話し合いに参加、出し手・受け手へのアプローチを行うことにより農地の利用集積を推進</p> <p>⑤ 市民（農業者）協働団体との連携による遊休農地の開墾・耕作の推進及び当該団体への集約の推進</p>

<p>3 新規参入の促進について</p> <p>(1) 新規参入の促進目標</p> <p>(2) 新規参入に向けた具体的な取組方法</p>	<p>6年後の目標</p> <p>新規参入者数（個人）      新規参入者数（法人）</p> <p>46人                              <u>13</u>法人</p> <p>③農業委員及び推進委員は、新規参入者又は新規参入希望者が<u>参入しやすい環境をつくり、地元との連携を図れるよう調整</u></p> <p>④参入後の<u>定着支援（継続的支援）</u>及び助言並びに指導の推進</p>	<p>6年後の目標</p> <p>新規参入者数（個人）      新規参入者数（法人）</p> <p>46人                              11法人</p> <p>③農業委員及び推進委員は、新規参入者又は新規参入希望者が地元との連携が図れるよう調整</p> <p>④参入後の営農しやすい環境づくり及び助言並びに指導の推進</p>
<p>4 その他の施策</p>	<p>(2) 首都圏近郊の都市農業地域の特色を生かした小売販売網の拡充を図るため、生産者と市及び関係機関等との意見交換の推進<u>支援</u></p>	<p>(2) 首都圏近郊の都市農業地域の特色を生かした小売販売網の拡充を図るため、生産者と市及び関係機関等との意見交換の推進</p>